

職員の表彰等に関する実施要領（内規）

（令和3年1月1日）

（目的）

第1条 この内規は、正規職員就業規則（以下「規則」という。）の規定に基づく職員の表彰の、会長が定めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の適用）

第2条 規則第39条第2項に「準ずる功績があった者」とは次の第1号のとおりとする。

（1）職員として退職した者で、満10年以上20年未満在職し、勤務成績が優秀な職員の内、担当係長以上の職員は表彰状を交付し、その他の職員は感謝状を交付する。

附 則

この規定は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年10月1日から施行する。